

中期目標・中期計画（素案）

国立大学法人長岡技術科学大学
平成21年6月24日

国立大学法人長岡技術科学大学 中期目標・中期計画一覧表（第二期・素案）

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>（前文）大学の基本的な目標</p> <p>本学は、昭和 51 年、大学院に重点を置いた工学系の新構想大学として創設され、「現実の技術対象を科学的視点で捉え直し、それによって更なる技術体系を発展させる“技学”の創出とそれを担える人材の育成」を基本理念とし、主として高等専門学校卒業生を 3 年次に受け入れ、学士－修士課程の一貫教育体制の下で教育・研究に取り組んできている。教育面では、社会とともに歩み、次世代の産業をリードする豊かな実践的・創造的能力を備え、人間性や国際性に富んだ指導的技術者の育成を目標とするとともに、研究面では、社会構造の変化に対応した高度な実践的研究を展開し、技術科学による課題解決や新たな価値の創造を目標としている。さらに、産学共同による教育研究の推進など広く社会との連携協力を図ることも、開学時からの一貫した目標である。</p> <p>本学の建学の精神は、活力（Vitality）、独創力（Originality）を養うとともに、世のための奉仕（Services）を重んじるというもので、その頭文字による VOS が本学のモットーである。</p> <p>このような基本理念、目標の下、第二期中期目標期間では、次の 3 つの事項に重点的に取り組むことにした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○創造性豊かで、実践的、指導的能力を有する人材養成のため、教育体制の整備をより一層促進する。 ○「大学力」を結集して、重点プロジェクトによる教育・研究の効果的实施と成果の発信を図る。 ○産学官及び国際社会との連携・協働を目指した教育・研究の一層の推進とその実施体制の整備・充実を図る。 	
<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間</p> <p>中期目標の期間は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。</p>	

2 教育研究組織

この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科を置くものとする。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果に関する目標

- ・グローバル化した知識基盤社会で活躍できる技術者の育成を目指し、技学教育を継続的に発展させる。
- ・入学者の多様な学習歴を考慮し、学士課程で基礎知識や考える力を身につける教育プログラムを充実させる。
- ・学士・修士課程の一貫教育を通して実践的・創造的・指導的能力を育成するための教育プログラムを充実する。
- ・知識基盤社会に貢献しうる博士後期課程修了生や高度専門職業人を育成する教育プログラムを充実する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

- ・知識基盤社会に適応した教育を実施するに相応しい教育組織を導入する。
- ・教育の質をさらに向上させるためのFD活動体制を確立し、推進する。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果に関する目標を達成するための措置

- ・本学が育成すべき人材像を踏まえて、カリキュラム体系の点検を行うとともに授業内容の一層の充実を図る。
- ・技学教育を修めた卒業・修了生の質保証の観点から、学習成果の達成度の公正な評価方法を検討し、実施する。
- ・学生の学習歴の多様性や習熟度の違いに配慮して、入学前教育、補習、学習サポーター制度等を充実するとともに、導入教育の体系化を図る。
- ・学生が主体的に創造的活動を行うPBL教育プログラムや課外プログラムを構築する。
- ・学生がより一層モノづくりへの関心を深めるようにエンジニアリングデザイン教育等を重視した実験・演習や実務訓練を充実する。
- ・大学院修士課程では、指導的技術者に要請される社会的・国際的な対応力を育成するためのカリキュラムを充実する。
- ・インターンシップやゼミ等、企業と連携した教育研究体制をさらに推進し、社会の要請に応えられる博士後期課程学生を育成する。
- ・プロジェクト研究等により実務教育を推進し、安全技術とマネジメントスキルを備えた専門職業人を育成する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ・社会の変化及び今後の趨勢を検討し、現行の学士課程・修士課程の構成、教員組織等を見直して、知識基盤社会に適応した再構成や組織変更を実施する。
- ・本学独自のFDプログラム「実践的技術教育マイスター制度」を推進するための体制を確立する。
- ・FD活動とその成果を評価する体制を充実させる。

- ・教員の流動性を促進するとともに、教員構成の多様化を推進・維持する。

(3) 質の高い学生受入に関する目標

- ・質の高い学生を入学させるための入試制度、入試広報、特待生制度の整備・改善を行う。

(4) 学生への支援に関する目標

- ・学生が充実したキャンパスライフを過ごすための学内体制を整備する。

- ・キャリア教育・就職支援体制を強化し、支援機能を向上させ、高い就職率を維持する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- ・「技学」の実践を理念とし、先進的研究・融合領域的研究において、世界的水準をリードし、我が国の技術革新に資する。

- ・研究成果の社会への還元、研究における企業や外部研究機関及び地域との連携を進める。

- ・実践的・高度専門技術者養成の観点から、企業等の実務経験を有する教員を3割程度確保し、維持する。
- ・高専・両技科大間教員交流制度を積極的に利用し、教員人事の活性化、流動性を確保する。

(3) 質の高い学生受入に関する目標を達成するための措置

- ・高校生、高等専門学校生、教員、保護者、海外の本学志望者等に対して本学の情報を積極的に発信するとともに、受入れ体制を整備し、優秀な人材を確保する。
- ・入学者追跡調査等により入試の在り方を検証し、必要に応じて選抜方法の見直しを行う。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ・学内の安全環境を確保する対策として、学内パトロール等を実施して危険を事前に阻止する活動を充実するとともに、危機対応マニュアルを整備し、緊急時への対応体制を整備する。
- ・学生と双方向の連携を維持するため、クラス担当教員・指導教員、アドバイザー教員、各種相談員及び事務職員間の連携を密にするとともに、学生相談室、学生支援センター等の相談体制を強化・充実する。
- ・学生の意見・要望を学生支援策の策定に反映させるため、学生生活に関するアンケートを実施し、学生支援の成果を確認・検証するとともに、システムを整備する。
- ・将来の目標や職業意識を学生に持たせるため、早期からの社会人基礎力の養成及びキャリア教育を実施するとともに、実務訓練・インターンシップを通じた実践的キャリア教育を充実強化する。
- ・キャリアアップから就職活動までをトータルにサポートする体制を整備し、きめ細やかな就職支援を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ・材料、情報、エネルギー・環境、バイオの分野において先進的研究・融合領域的研究を推進するとともに、これをサポートする柔軟な研究体制を整備し、世界的研究拠点形成を図る。
- ・若手研究者の育成に積極的に取り組み、特に有能な若手研究者を世界の産学官界から発掘し、実践的・創造的能力を備えた、次世代を担う世界水準の技術科学の先導者を養成する。
- ・国内外・地域の企業及び研究機関との連携研究や共同研究、研究者・技術者の受け入れを推進し、メディアや報告会等を活用して国内外に向けて研究成果を積極的に発信する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

- ・社会のニーズや研究の進展に即応した、弾力的な研究者配置、研究スペースの確保及び重点的な研究資金配分等をさらに推進する。
- ・知的財産の創出、取得、管理及び活用に全学的に取り組む。

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

- ・大学のもつ様々な資源を活用して、地域社会の発展と安全に貢献する。
- ・産学官連携体制の高度化を通じて地域産業の発展及び人材育成に貢献する。

(2) 高等専門学校との連携に関する目標

- ・高等専門学校（専攻科を含む）と連携して、長期にわたる実践的で指導的な技術者教育プログラムの実現を目指す。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- ・学長のリーダーシップによる研究者配置、組織見直し及び研究施設等の研究環境整備を行い、重点領域・分野に機動的・戦略的に対応する。
- ・基礎的・萌芽的研究の推進、高等専門学校との研究連携、国際的学術交流、若手研究者の育成等を推進するため、効果的な研究資金の配分を行う。
- ・知的財産センターを中心に、知的財産創出の啓発活動、特許に係る相談を行い、知的財産の取得・管理・活用等の活動を推進する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- ・地域の青少年を対象とした科学技術への関心を高めるためのアウトリーチ活動を推進する。
- ・地域社会と連携した地域産業振興・地域活性化のための国家プロジェクトの推進・発展において主導的役割を果たす。
- ・地域防災計画・都市計画策定等への参画や住民への普及活動を通じた自治体政策に貢献する。
- ・長岡市が中心市街地に設置する教育支援施設を活用し、近隣の大学等との連携を充実する。
- ・人材育成・技術移転・コンサルティングを通じた地域産業高度化・地場産業創成・地域産業クラスター創出活動を推進する。
- ・産学官の人材交流強化による産業活性化に貢献する。
- ・以上の社会貢献活動を推進するにあたって、キャンパス外の施設なども活用し、より親しみやすく、存在感のある活動を展開する。

(2) 高等専門学校との連携に関する目標を達成するための措置

- ・高等専門学校のカリキュラムとの整合性に配慮して、学士課程3、4年及び大学院修士課程のカリキュラム編成を充実する。また、将来の産業界をリードする優秀な技術者を養成する教育プログラムを、高等専門学校と協働して構築する。
- ・高等専門学校専攻科と大学院修士課程の連続性を緊密にし、研究指導においても連携を強化する。
- ・eラーニングのコンテンツ作成支援環境の整備を行うとともに、ノウハウを蓄積し、配信内容を充実させ、他教育機関（大学、高等専門学校、海外協定機関等）における先導的役割を果たす。
- ・全国の高等専門学校及び国立高等専門学校機構との連携による知的財産活動の集約・強化と産学官連携活動の一層の活性化とその広域展開を行う。

<p>(3) 国際化に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外の教育研究拠点を基盤として、国際的連携教育を強化・充実する。 アジア、中南米の諸大学・研究機関との国際的研究交流を図り、その拠点としての役割を目指す。 大学の国際的活動の基盤を強化し、国際化推進を図るとともに、地域社会の国際化に貢献する。 	<ul style="list-style-type: none"> 高等専門学校図書館と学術情報の安定的な連結・連携を推進し、維持する。 <p>(3) 国際化に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 工学教育に必要な日本語教育の充実を図るとともに、工学系の留学生に有用な教育方法、教育ツールの開発、シラバス等の整備を行う。 本学学生の派遣、及び留学生受入れのためにツイニング・プログラムを充実するとともに、大学院レベルでの連携教育プログラムを開始・推進する。 各分野で世界的研究・教育拠点を形成し、先進的研究と教育の実施のための国際連携を推進する。 アジア、中南米諸国等における大学・研究機関との研究協力や国際シンポジウム開催を推進し、これら地域の研究活動の活性化に資し、国際的な還元を行う。 国際連携教育の一層の推進、英文ホームページ等の国際情報発信の充実等により、さらに優秀な人材を確保するための基盤を強化する。 ベトナム、メキシコ等との国際連携を一層強化するための体制整備、及び人的交流を促進し、海外の同窓会の活動を支援する。 本学の国際化活動を支える外国人研究者・留学生向け宿舎を充実する。 地域社会・地域の青少年の国際化ニーズにこたえた諸活動を推進する。
<p>(4) 附属病院に関する目標 (本学該当なし)</p>	<p>(4) 附属病院に関する目標を達成するための措置 (本学該当なし)</p>
<p>(5) 附属学校に関する目標 (本学該当なし)</p>	<p>(5) 附属学校に関する目標を達成するための措置 (本学該当なし)</p>
<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営体制の改善に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 学長を中心とした執行部による運営体制を強化するとともに、教員と事務系職員の協働による業務運営を実施する。 経営協議会等、外部有識者の意見を積極的に活用する。 運営改善が恒常的に行われるための仕組みを整備する。 	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 学長のリーダーシップのもと、教育研究活動等が活性化できるような予算、人員、施設等を流動的に配分する。 教員と事務系職員の協働によるプロジェクトチームを適宜立ち上げ、機動的・一体的な業務運営体制を整備する。 経営協議会において外部委員から幅広い意見等を得るための方策を検討し、意見のフィードバックの強化を通じて法人運営に積極的に活用する。 高専機構・技大協議会における学外者の意見を高等専門学校との連携及び法人運営に積極的に活用する。 業務評価や監査の結果等を、事業計画等に反映する等、業務がPDCAサイクルを基本とし推進されるよう組織運営の改善を行う。

<p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な事務遂行のための事務組織の再編統合を検討し、機能的な事務処理体制を構築する。 ・職員の能力向上及び意識改革のための研修等を積極的にを行い、優秀な人材を養成する。 	<p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務量の洗い出し及び人員配置の適正について検討し、事務分掌の見直しを含めた効率的な再編統合を実施する。 ・本学独自のSDを立案・実施し、専門性の高い職種の人材養成を図るための研修を実施する。
<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金等自己収入の増加に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究成果の情報発信等を通じ、外部研究資金や寄附金等社会からの幅広い支援の拡大を図る。 <p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>(1) 人件費の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。 <p>(2) 人件費以外の経費の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の効率的・効果的な配分と執行に努めるとともに、業務の成果と経費削減の視点を組み合わせた業務の最適化を行う。 <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金計画に基づくリスク管理の下、資金の有効利用を図る。 	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金等自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部資金獲得に向けた組織的な取組みを強化し、本学にマッチした効率的・効果的な外部資金獲得の仕組みを確立する。 ・教育研究成果を産業界等に対して効率的・効果的に発信・還元することにより、外部資金を積極的に獲得する。 <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 人件費の削減に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。 <p>(2) 人件費以外の経費の削減に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基盤的部分や戦略的部分等業務の性格を見極め、効率的・効果的な予算配分を行う。また、施設運営の効率化、事務の合理化及び人員配置の適正化等により業務の効率化を進める等、業務最適化を目的とした、業務の成果と経費削減両面の判断に基づく見直しを行う。 <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附金など外部資金等について、社会・経済状況等を勘案した資金計画を策定し、安全・確実な運用管理を行う。
<p>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p>	<p>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>

<p>1 評価の充実に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価等の評価結果を大学運営改善に活用し、社会的な役割・責任を果たす。 <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会のニーズを踏まえた適確かつ積極的な情報発信を行う。 	<p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価及び認証評価機関等の評価を受審し、評価結果を教育研究等の改善に結び付けるとともに、本学独自の取り組みや特徴をさらに発展させる。 <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の教育研究分野における活動方針・活動状況、評価結果等に関する情報を積極的に公開するとともに、データの集約や分析等に携わる組織を一元化し、利用者の立場に立った情報発信等を行う仕組みを整備する。
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャンパスマスタープランに基づく施設設備整備を推進し、良好なキャンパス環境を形成する。 <p>2 安全管理に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働災害、実験事故等の発生を防ぎ、安全・安心な職場・教育研究環境の整備を目指す。 <p>3 法令遵守に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令及び学内規則等の遵守を徹底するための仕組みを整備する。 	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学の基本理念に基づき策定したキャンパスマスタープランに沿って、国の財政状況や社会及び施設需要の変化等を踏まえ、省エネルギー等の環境に配慮した教育研究施設・設備の充実を推進する。 ・教育研究の高度化・活性化等に対応させるため、安全・安心対策に配慮し、計画的に老朽施設設備の改善を推進する。 ・施設の点検・評価システムを継続して実施するとともに、全学的な視点に立った施設マネジメントに基づく弾力的・効率的なスペースマネジメントを行う。 ・環境に配慮したキャンパスづくりを全学的に推進する。 <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、安全衛生管理体制の改善・充実に取り組む。 ・講演会・講習会の開催、研修への参加等により安全教育を充実する。 <p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令及び学内規則等の遵守のための教職員教育を徹底するとともに、業務実行の中で法令遵守が担保される仕組みを整備する。
<p>(その他の記載事項) (別紙に整理)</p> <p>○予算 (人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 ○出資計画 ○短期借入金の限度額 ○長期借入金又は債券発行の計画 ○重要財産の処分 (譲渡・担保提供) 計画 ○剰余金の使途 ○施設・設備に関する計画</p>	

